

「法令遵守等」のチェックリスト

1. 契約番号 \_\_\_\_\_
2. 工事名 \_\_\_\_\_
3. 受注者 \_\_\_\_\_
4. 監督員名 \_\_\_\_\_

- ①「法令遵守等」のチェックリストは、契約図書、建設業法等に違反行為がないかを監督員等が点検する。
- ②(チェック欄)では、書類もしくは現場等で違反行為を確認した月日を記入し、その具体的な内容を記事欄に記入する。
- ③法令遵守等に違反行為があると確認された場合は、速やかに担当課長に報告すること。
- ④第1評定者は、「法令遵守等」のチェックリストに該当のあった場合は、本書を第1評定結果とともに第2評定者へ提出し、担当課長がこれを保管する。
- ⑤第2評定者は当該工事に関する法令遵守等の措置があった場合は、様式第4-1号の「9. 法令遵守等」欄で減点を行う。
- ⑥工事成績評定点の通知後において当該工事に関する法令遵守等の措置があった場合は、福島市請負工事成績評定要綱第8条に基づき評定の修正を行う。修正を行う期間は、工事完成検査日から2年間とする。

(1/2)

審査項目	確認内容	施工プロセス チェックでの 確認項目	チェック欄			記事
			/	/	/	
法令遵守等	・ 入札前の調査資料又は低入札価格調査に係る提出資料若しくは契約締結後の市への提出資料等に虚偽の記載をしていた事実が判明した。					
	・ 請負契約書の記載内容に違反した。					
	・ 現場代理人が実質的に常駐していなかった。(常駐義務緩和が承認されている場合を除く。)	○				
	・ 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。					
	・ 総合評価方式(標準型)において技術提案した内容が履行されなかった。					
	・ 安全管理の措置が不適切であったために公衆に死傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く)を与えた。					
	・ 安全管理の措置が不適切であったために工事関係者に死傷者を生じさせた。					
	・ 当該工事の関係者が、贈収賄等により逮捕又は公訴された。					
	※ 「当該工事の関係者」とは、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又は使用人の他、下請請負者の当該工事に従事する者を含む。					
	・ 建設業法に違反する事実が判明した。					
・ 元請負人が下請工事の施工に実質的に関与しておらず、一括下請けであった。	○					
・ 監理技術者補佐又は専任義務のある監理技術者、主任技術者(専任義務のある下請業者の主任技術者を含む)が現場に専任していなかった。	○					
・ 監理技術者が所持しなければならない監理技術者証及び監理技術者講習終了証が、本人のものでなかった。又は当該資格、有効期限が適切でなかった。	○					
・ 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者(下請業者を含む)は、所属建設会社との恒常的な雇用関係(入札の申込があった日以前に3ヶ月以上)になかった。	○					

考査項目	確 認 内 容	施工プロセス チェックでの 確認項目	チェック欄			記 事
			/	/	/	
法令遵守等	・ 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄を行った。					
	・ 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。					
	・ 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。					
	・ その他、業務に関し暴力的不法行為を行った。					
	・ 砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。					
	・ 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。					
	・ 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。					
	・ 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。					
	・ 監督または検査の実施にあたり、不誠実な行為により職務の執行を妨げた。					
	・ 福島市建設工事元請・下請関係適正化指導要綱において「第6条 下請代金の支払の適正化等」に示す下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。					
	・ 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。	○				
	・ 施工体制事前提出方式における施工体制確認調査基準を満たさず、是正を求めたが指示に従わなかった。					
	・ その他、福島市競争入札参加停止等取扱要綱に示す措置要件に該当する事実があった。					